

令和 2 年 5 月 20 日

児童発達支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

放課後等デイサービス事業所等における
新型コロナウイルス感染症への対応方針の改訂について

児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）におきましては、令和 2 年 5 月 15 日付通知「緊急事態宣言解除後の児童発達支援および放課後等デイサービス事業所の対応について」等に基づきご対応いただいているところです。

このたび、「放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針」を改訂いたしました（修正箇所：「3 対応方針（2）感染拡大防止のための対応」の下線部分）ので、お知らせいたします。

各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。